

(ケース2及び3) 海路避難における大分県の避難先

- ▶ 大分県では、施設敷地緊急事態で災害警戒本部を設置し、全面緊急事態で災害対策本部を設置。
- ▶ 愛媛県から受入要請がなされた場合、大分県は各市町村・関係機関とともに受入調整を実施。
- ▶ 大分県の受入準備が整った段階で、陸路避難ができなくなった住民は大分県への避難を開始。
- ▶ 大分県では、あらかじめ避難受入市町村の災害状況等に応じた避難ケース例を複数設定し、これらの避難ケース例を踏まえて柔軟に対応。
- ▶ 海路による大分県への避難が困難な場合には、愛媛県手配の船舶により、愛媛県内等への海路避難を実施。

避難ケース例1 (移動距離等を考慮したケース)

受入市町村:
別府市、佐伯市、臼杵市、由布市、
日出町

避難ケース例2 (県北地域で受け入れるケース)

受入市村:
中津市、豊後高田市、杵築市、
宇佐市、国東市、姫島村

避難ケース例3 (県南沿岸部地域で受け入れるケース)

受入市町村:
大分市、別府市、佐伯市、臼杵市、
津久見市、日出町

避難ケース例4 (内陸部で受け入れるケース)

受入市町村:
日田市、竹田市、豊後大野市、
由布市、九重町、玖珠町



※放射性物質の放出後については、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、陸路避難ができなくなった住民は大分県への避難等を実施。

- 予防避難エリア内住民の大分県への迅速かつ的確な避難の実施のため、同県を含めた関係機関と必要な情報について円滑に共有できるよう大分県にもTV会議システムを配備。
- 愛媛県側での住民避難や大分県側での避難受け入れ準備状況を関係機関で共有できるよう映像伝送システムを配備。

＜愛媛県と大分県の情報共有イメージ＞



6-3. ケース3（海路避難、空路避難）における対応

＜ケース3における基本的な考え方＞

【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号が使用不可な場合
- ・港湾が使用可能であり、船舶の利用ができる場合

【避難方法】

- ・船舶による海路避難を実施。
- ・ヘリコプターによる避難が可能な場合は、空路避難を併用。